

12月定例会

## 第4回 境港市議会（定例会）会議録（第4号）

### 議事日程

平成17年12月16日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第83号 議案第87号 議案第88号 議案第89号 議案第95号

議案第96号

陳情第16号 陳情第19号 陳情第11号

（総務委員会委員長報告）

議案第84号 議案第86号 議案第90号 議案第91号

陳情第15号

（教育民生委員会委員長報告）

議案第85号 議案第92号 議案第93号 議案第94号

陳情第17号 陳情第18号

（経済建設委員会委員長報告）

第3 議員提出議案第8号 境港市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

### 本日の会議に付した事件

日程と同じ

### 出席議員（16名）

1番 下西淳史君

2番 水沢健一君

3番 平松謙治君

5番 永田辰巳君

6番 定岡敏行君

7番 松下克君

8番 長谷正信君

9番 荒井秀行君

10番 渡辺明彦君

11番 石長靖哉君

12番 竹内祐治君

13番 南條可代子君

16番 岩間悦子君

17番 米村一三君

18番 岡空研二君

19番 森岡俊夫君

### 欠席議員（1名）

14番 植田武人君

### 説明のため出席した者の職氏名

市長	中村 勝治 君	助 役	竹本 智海 君
教育長	根平 雄一郎 君	総務部長	安倍 和海 君
市民生活部長	早川 健一 君	産業環境部長	松本 健治 君
建設部長	武良 幹夫 君	総務部次長	松本 光彦 君
行財政改革推進監	宮辺 博 君	産業環境部次長	足立 一男 君
建設部次長	松本 一夫 君	秘書課長	佐々木 史郎 君
総務課長	清水 寿夫 君	財政課長	下坂 鉄雄 君
地域振興課長	荒井 祐二 君	教育総務課長	門脇 俊史 君

### 事務局出席職員職氏名

局長	景山 憲 君	主 査	戸塚 扶美子 君
調査庶務係長	武良 収 君	議事係長	沼倉 加奈子 君

### 開 議 （10時00分）

議長（下西淳史君） これより本日の会議を開きます。

日程に先立って諸般の報告をいたします。

本日の会議に植田武人議員から欠席の通知がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（下西淳史君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、平松謙治議員、渡辺明彦議員を指名いたします。

### 日程第2 議案第83号～議案第96号・陳情第15号～陳情第19号 陳情第11号

#### （各委員会委員長報告）

議長（下西淳史君） 日程第2、議案第83号から議案第96号及び陳情第15号から陳情第19号、閉会中の継続審査となっておりました陳情第11号を一括上程し、各委員会委員長の報告を求めます。

まず、総務委員会委員長、渡辺明彦議員。

総務委員会委員長（渡辺明彦君） おはようございます。総務委員長報告を行います。

今期定例会において総務委員会へ付託されました議案6件、陳情2件及び閉会中の継続審査となっておりました陳情1件について審査の結果を申し上げます。

審査に当たりましては、竹本助役を初め担当部課長、関係職員多数出席のもとに慎重に審査をしたところであります。

初めに、議案第83号、平成17年度境港市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

本補正予算案は、総務費において市民活動センター予定施設のトイレ改造工事費304万円余、民生費において知的障害者居宅生活支援サービス等の利用者増に伴う経費1,001万円余、土木費において土地開発公社所有地の取得費3億3,302万円余など、3億7,833万4,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ132億623万6,000円とするものであります。指定管理者の指定に伴い、体育施設及び市民温水プールの管理委託料について、債務負担行為の補正措置を行ったところであるので、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号、境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、給与表の改正、諸手当の改正、特別職の期末手当の支給割合の改正を行うもので、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号は、境港市民スポーツ広場条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

これは境港市夕日ヶ丘1丁目、2丁目の新町名の改正に伴い、そこに位置する境港市民スポーツ広場等の町名をそれぞれ改正する条例制定であり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号、境港市老人福祉センター条例等の一部を改正する条例制定について申し上げます。

これは、指定管理者制度の導入に伴い、公の施設の管理体制の見直しをするものであります。老人福祉センターなど6つの施設について、直営管理とするための所要の改正を行うものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号、指定管理者の指定について申し上げます。

これは、境港市菅竜ヶ山球場など6つの体育施設について、境港市体育協会を指定管理者として指定し、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間、管理を行わせようとするもので、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号、指定管理者の指定について申し上げます。

本議案も指定管理者の指定をするものであります。境港市民温水プールの管理を境港スイミングスクールに平成18年4月1日から平成21年3月31日までの期間行わせようとするもので、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第16号は、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を支持し、政府に対し意見書の提出を求める陳情であります。

この陳情は、鳥取市立川町4-113、治安維持法同盟鳥取県本部、会長、伊藤昭二氏から提出されたもので、治安維持法犠牲者国家賠償法を制定し、犠牲者に対する謝罪と賠償を行うよう求めるものであります。委員会では、戦後60年が経過しており、その当時、国民だれしもが暗い時代の犠牲者であったとの観点から、全員異議なく本陳情は不

採択すべきものと決しました。

次に、陳情第19号、鳥取県人権侵害救済条例の修正、凍結を求める陳情について申し上げます。

本陳情は、米子市永江61番地、鳥取県西部革新懇話会、代表、足立節雄氏から提出されたもので、鳥取県人権侵害救済条例の廃止、大幅修正、凍結を求めるものであります。委員会では、人権救済条例が他県に先駆けて制定されたことは評価できるものの、弁護士会、マスコミ各社の反対意見もあり、今後の調査研究が必要との認識で一致し、全員異議なく閉会中の継続審査と決しました。

最後に、閉会中の継続審査となっておりました陳情第11号、日本国憲法第9条の遵守等の意見書提出についての陳情について申し上げます。

本陳情は、米子市角盤町4の21、反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会、委員長、小谷剛氏から提出されたものであります。委員会では、陳情項目に憲法9条の改正に反対決議を求めており同意できないとの意見や、国の憲法論議を見守るべきとの意見があり、採決の結果、賛成多数で不採択すべきものと決しました。ただし、1名の委員より引き続き閉会中の継続審査にすべしとの意思表示があったことを付言いたします。

以上で総務委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、教育民生委員会委員長、岩間悦子議員。

教育民生委員会委員長（岩間悦子君） おはようございます。教育民生委員長報告を行います。

今期定例市議会におきまして教育民生委員会に付託されました議案4件並びに陳情1件につきまして、助役を初め担当部課長、関係職員出席のもと、慎重に審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

初めに、議案第84号、平成17年度境港市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

嘱託職員の人件費32万円余を増額し、予算総額を32億7,501万1,000円とするものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号、平成17年度境港市介護保険費特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

平成16年度に概算払いを受けた国費等の清算に伴う返還金749万余を増額し、予算総額を22億3,941万4,000円とするものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号、境港市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。

この改正は、境港市立こまどり幼稚園を廃園することと、保育料を月額2,000円引き上げ、改正前の1万3,000円を1万5,000円に改めるものであり、平成18年4月1日から施行するものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

次は、議案第91号、境港市日曜休日応急診療所条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。

この改正は、指定管理者制度導入に係る所要の改正で、診療日、診療時間、診療科目、使用料、損害賠償義務の公の施設の基本的利用条件と、指定管理者に施設の管理を行わせる旨及びその業務、指定の期間、利用料金制をとることができる旨の指定管理者に関する事項を規定するものであり、平成18年4月1日から施行するものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、陳情についてであります。

陳情第15号は、鳥取県ろうあ団体連合会会長、松本敏和氏ほか4団体から提出されたもので、障害福祉サービスを利用する利用者の負担増に反対する陳情であります。

障害保健福祉改革の利用者の定率負担方式は、サービスに要する経費の10%の負担を利用者に求める方式で、障害福祉サービスを受益とし、負担を求めようとする考え方は、障害者の自立と社会参加を阻害する懸念が大きいことから、定率負担を導入しないよう国に働きかけ、意見書の提出を求めるという趣旨の内容であります。この陳情は、10月21日付で提出されたものですが、その後、10月31日には国会で障害者自立支援法は可決されております。委員からは、障害者にとって定率負担は重過ぎることや、心身障害者の心情を理解する必要がある、利用者の負担増にならないようにということは十分理解できるものであるなどの意見がありました。審査の結果、全員異議なく採択と決しました。ただし、法が既に可決されていることから、意見書は提出しないことと決しました。

以上で教育民生委員会に付託されました議案並びに陳情についての委員長報告を終わります。

**議長（下西淳史君）** 次に、経済建設委員会委員長、石長靖哉議員。

**経済建設委員会委員長（石長靖哉君）** 経済建設委員会委員長報告を行います。

今期定例市議会において経済建設委員会に付託となりました議案4件、陳情2件について、審査の結果を申し上げます。

審査に当たりましては、竹本助役を初め関係職員の出席のもと、審査を行ったところがあります。

初めに、議案第85号、平成17年度境港市下水道事業費特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本予算における歳出の主なものは、受益者負担金の一括納付の増加に伴う前納報奨金238万円余であります。歳入では下水道計画区域の田畑の宅地化増により受益者負担金1,142万円余の増額を見込むことで、一般会計からの繰入金884万円余を減額し、予算総額を19億3,809万3,000円とするものであります。本補正予算は妥当なもの認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 9 2 号、境港市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。

本議案は、境港市交通安全対策会議条例の中の特別委員の規定を改めるものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 9 3 号、境港市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。

本議案は、本市農業の現状を踏まえ、関係者検討の上、選挙による委員定数 16 人を 9 人に改めるものであります。本議案は採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。ただし、1 名の委員から反対する旨の意思表示があったことを付言いたします。

次に、議案第 9 4 号、土地区画整理法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について申し上げます。

本議案は、土地区画整理法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定で、土地区画整理法の一部改正に伴い、米子境港都市計画事業新都市土地区画整理事業施行規程を定める条例を初めとする関係条例の引用条文を改めるものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第 1 7 号、食料・農業・農村基本計画見直しに関する陳情について申し上げます。

本陳情は、食とみどり、水を守る鳥取県労農市民会議議長、鎌谷広治氏と、食とみどり、水を守る鳥取県西部地区労農市民会議議長、渡辺穰爾氏の両者から提出されたものであります。本陳情は、本年 3 月 2 5 日、2 0 1 5 年までの 1 0 年間を計画期間として閣議決定した新たな食料・農業・農村基本計画について見直しをするよう、5 項目について国に働きかけてほしいというものであります。審議に当たっては、担当職員からの状況説明を受けながら、5 項目の陳情内容を検討したところであります。その結果、本陳情の願意は了として、賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。ただし、1 名の委員から不採択とすべきとの意思表示があったことを付言いたします。

次に、陳情第 1 8 号、W T O ・ F T A 交渉に関する陳情について申し上げます。

本陳情は、陳情第 1 7 号の提出者と同じ 2 名が提出者であります。本陳情の願意は、W T O 及び F T A における農業分野の交渉に当たって、農業の多面的機能の発揮と食料の安全保障、各国の農業の共存と食料自給向上が可能な貿易ルールの実現を求める 6 項目の陳情であります。現状は農協中央会でも本陳情と同趣旨の要請を政府に対して行われていると聞くところですが、政府も多様な農業の共存を可能とする農産物貿易ルールの確立を目指し、関税割り当て数量に関する一律的拡大、上限関税の導入に反対、関税削減については品目ごとの柔軟性を確保するよう主張しており、本陳情の要旨に沿った行動が行われていると聞くところであり、本陳情は賛成多数で趣旨採択とすべきものと決しました。ただし、1 名の委員からは採択すべきとの意思表示があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。

議長（下西淳史君） 以上で委員長報告を終わります。

討論に入ります。

通告により、平松謙治議員。

3番（平松謙治君） 皆さん、おはようございます。

議案第87号、境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告の原案可決に反対して、討論いたします。

この条例は、国の人事院勧告、県においては人事委員会の勧告、報告により境港市の一般職の給与表、扶養手当並びに勤勉手当を改正するものです。また、附則として特別職、つまりは市長や教育長、議員などの期末手当の支給月数をふやすというものです。一般職の給与に関しては、先日行われた本会議で質問させてもらったとおり、人事院勧告に準じて適正に改正を行うとともに、市長、総務部長の御答弁のよう、今後勤務評定を導入し、職員の士気向上につながる人事制度として形になることを信じ、賛同させていただきます。

しかしながら、附則で示されている特別職、市長・助役・教育長・議員の期末手当アップには賛成できません。まず、その理由の1つとして、特別職のボーナスアップを行う理由が見つからないからです。人は、今まで慣例的に行われていたよう、一般職のボーナスがアップした分、特別職も上げてよいという理由を述べられるかもしれません。しかし、私は基本的に市長や議員の給与は職務や責任に対する報酬であり、職員の給与やボーナスとは全く違った性質のものであると考えています。ですから、特に特別職のボーナスに関しては、議員としての私の基本的な考え方において相入れないものであり、ふやす理由が見つかりません。

次に、2つ目の理由として、本年3月議会で議決された条例の意義に反すると考えるからです。本3月議会で議員の月額給与の削減を行いました。市長、教育長などの給与に関しても、期限つきではありますが削減をしています。このような中でボーナスアップを行う必要があるのでしょうか。何のための給与カットだったのでしょうか。3月議会で特別職の給与カットの条例を制定した目的や意義はどこに行ってしまったのでしょうか。同僚議員の皆様の賢明な判断をお願いして、討論を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、永田辰巳議員。

5番（永田辰巳君） 先ほどの経済建設委員長報告のうち、議案第85号、平成17年度境港市下水道事業費特別会計補正予算（第2号）に対して賛成の意をもって発言したいと思います。

委員会審査の中で、宍道湖・中海ラムサール条約の証をじかに拝見し、いたく感激したのであります。この受賞を格好の機会にとらえ、市民の皆さんに生活排水等、水質浄化の啓発をしたらどうかとの論にも大いに前向きでありたいと思います。こういう地球環境がおびえている世情の中、特に3面海に囲まれた当市にあってこそ、水質浄化は大きな使命と思考いたすところであります。折よく永年の課題であった森山堤防の開削も60メート

ルで両県知事の合意がなされ、それを受けて中村市長も前向きの評価をなされています。解決に向けて大きく前進したのであります。この大きな2つの贈り物を受けて、当市の下水道事業が大きく前進することを期待し、討論といたします。以上。

議長（下西淳史君） 次に、定岡敏行議員。

6番（定岡敏行君） 私は、ただいまありました各委員長報告のうち、幾つかの議案と陳情の扱いについて反対し、討論をいたします。

議案第87号、これは今、平松議員からありましたとおり、一般職の給与表の改正などとともに特別職の期末手当を0.05カ月分増額するという内容を含んでいるものです。一般職員の勤勉手当の増額は賛成ですが、市長を初め議員など特別職の期末手当の増額が市民理解を得られるでしょうか。一般質問で、私は自民・公明の小泉内閣が行った老年者控除や年金特別控除の廃止などの影響で市の税収はふえる一方、これまで非課税世帯が受けてきたさまざまな負担軽減措置を受けられなくなる問題を取り上げ、引き続き受けられるような軽減基準の見直しを訴えましたけれども、市長はこれをできないとの態度でした。非課税世帯ぎりぎりの高齢者や生活困窮者には、収入がふえるわけでもないのに来年からどっと負担が押し寄せることとなります。私たち日本共産党は、今、市政に対する市民アンケートに取り組んでいますが、私の月収は3万から8万円、友達からの魚や野菜で生きているという38歳、建設労働者の訴えもありました。今、ぎりぎりの生活の中に生きている市民がふえています。そこに手だてはとれない、とれん、とらん、こういうふうに言いながら、たとえわずかとはいえ、自分たちは手当増額でしょうか。市民はそういうところを見ているのだということがまだおわかりいただけないのでしょうか。議案第87号を原案可決との報告に反対し、否決すべきと主張いたします。

議案第90号、市立幼稚園設置条例一部改正案は、こまどり幼稚園の廃園は入園者の減少に伴うものでやむを得ない措置ですが、子育て世代を襲うこの厳しい経済環境の中、この負担増は納得するわけにはなりません。原案可決との報告ですが、否決すべきものと主張いたします。

議案第93号は、法改正に伴い境港市の農業委員会の定数を16から9に削減するとの条例改正案です。食の安全が問われ、地産地消、大きくは食糧安保が叫ばれる中で、地域農業の再生は国民的な課題です。当局は、市内農業者の減少を一つの理由としていますが、基幹産業、農業のこの衰退の事実こそ、現場の声を生かした農用地の適正な管理や後継者の育成、あるいは政策提言などと農業委員会の役割強化、活性化の必要性を示すものではありませんか。現実が、現場が困難なときにこそ、高い志、志を持って激励、リードしていくのが行政ではないでしょうか。問われる議員の見識ではありませんか。それを、そげな農業委員会かいや、減らせば何ぼ浮くだい、こういうことで削減でしょうか。若い農業者もおり、元気な母ちゃん農業者もいらっしゃるじゃありませんか。この元気を集める農業委員会にどうしていこうか、なぜこういう議論の方向で考えられないのでしょうか。こういうふう考えたとき、定数の削減が活性化になるなどということを考えるわけにはな

りません。何と志の低いことかと言わざるを得ません。原案どおり可決するとの報告に反対をし、否決すべきと主張いたします。

陳情第11号、そして第16号は、それぞれ今の日本の政治の中で当然な願いであり、ともに採択すべきものと思ひ、不採択との報告に反対をいたします。

陳情第19号、鳥取県の人権侵害救済条例の修正、凍結を求める陳情を継続審議とのことですが、この12月議会をもって任期を終える私たちにとって、継続審議とは、実は審議未了で廃案です。これほどの問題が噴出し、全国から非難ごうごう、注目の中にある人権条例です。どういう態度をとるにしろ、政治家としての見識をかけた議論が当然ではないでしょうか。中身の審議もなしに門前払い、これは許されることではありません。採択すべきと主張し、継続との報告に反対をし、討論を終わります。ありがとうございました。  
議長（下西淳史君） 討論を終わり、採決をいたします。

まず、議案について採決いたします。

議案第85号、平成17年度境港市下水道事業費特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議案第85号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第87号、境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議案第87号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第90号、境港市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議案第90号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第93号、境港市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議案第93号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました議案を除く各議案は、それぞれ原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第83号、平成17年度境港

市一般会計補正予算（第5号）、議案第84号、平成17年度境港市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）、議案第86号、平成17年度境港市介護保険費特別会計補正予算（第2号）、議案第88号、境港市民スポーツ広場条例等の一部を改正する条例制定について、議案第89号、境港市老人福祉センター条例等の一部を改正する条例制定について、議案第91号、境港市日曜休日応急診療所条例の一部を改正する条例制定について、議案第92号、境港市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例制定について、議案第94号、土地区画整理法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、議案第95号、指定管理者の指定について、議案第96号、指定管理者の指定については、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

次に、陳情について採決いたします。

陳情第16号、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を支持し、政府に対し意見書の提出を求める陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第16号は、不採択と決しました。

次に、陳情第17号、食料・農業・農村基本計画見直しに関する陳情は、委員会においては趣旨採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立少数であります。

次に、採択についてお諮りいたします。陳情第17号について採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立少数であります。よって、いずれも起立少数でありますので、陳情第17号は、不採択と決しました。

次に、陳情第18号、WTO・FTA交渉に関する陳情は、委員会においては趣旨採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第18号は、趣旨採択と決しました。

次に、陳情第19号、鳥取県人権侵害救済条例の修正、凍結を求める陳情は、委員会においては閉会中の継続審査であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第19号は、閉会中の継続審査と決しました。

次に、閉会中の継続審査となっておりました陳情第11号、日本国憲法第9条の遵守等

の意見書提出についての陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第11号は、不採択と決しました。

次に、陳情第15号、障害福祉サービスを利用する利用者の負担増に反対する陳情は、委員会においては採択であります。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第15号は、採択と決しました。

### 日程第3 議員提出議案第8号

議長（下西淳史君） 日程第3、議員提出議案第8号、境港市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

渡辺明彦議員。

10番（渡辺明彦君） 議員提出議案第8号、境港市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し上げます。

次の一般選挙から議員の定数が18人から16人になることにより、常任委員会を3委員会から2委員会とし、1委員会の定数は8人に、委員会の名称は総務文教委員会、経済厚生委員会とするものであります。

委員会の所管事項は、お手元の議案のとおりでありますので、よろしく御賛同いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（下西淳史君） お諮りいたします。議員提出議案第8号、境港市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第8号は、原案のとおり決しました。

### 閉 会 （10時38分）

議長（下西淳史君） 以上で今期定例市議会に付議された議案並びに陳情の審議を終了いたしました。

これをもって第4回境港市議会定例会を閉会いたします。議員の皆様方には、御協力ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

境港市議会議長

境港市議会議員

境港市議会議員